
大宰府史跡出土の木製印章

狭川真一

1. はじめに

1995年6月9日、発掘中の井戸からは多数の遺物が出土していた。作業は粘質土と湧き水のため泥まみれでやや沈滞ムードが漂い始めた頃、「何か字書いてある」という補助員の一言で現場は騒然となった。すわ木簡の発見か、と思ったが補助員が手にしていたのは小さな棒状の木片であった。子細に見ると粗削りの木片の小口面にしっかりと彫り込まれた文字が確認され、これを木製印章（以下、木印とする）と認定するのに時間はかからなかった。しかし意味内容の解釈や使用目的等には様々な憶測が飛び交い、未だ完全な結論は見い出せていない。本稿では出土状況の報告とこの木印に関するいくつかの所見を提示し、多くの方々のご教示を請いたいと考える次第である。



図1 大宰府史跡第170次調査地点位置図 (1/10,000)

2. 出土状況

発掘調査を実施した地点（図1）は福岡県太宰府市観世音寺三丁目362・363で、大宰府政庁跡から西へ約400mの位置にある。大宰府政庁と調査地との間には蔵司跡があり、この地域の南側一帯は政庁前面の官衙域と考えられているところである。また調査地の東側隣接地で行われた大宰府史跡第160次調査では金属生産に関わる遺構や遺物が発見され、この付近に匠司（たくみのつかさ）が所在していた可能性を窺わせるものであった。

さて、調査は市立中学校のグラウンド拡張整備に伴って実施され太宰府市教育委員会が調査を担当

したが、特別史跡大宰府跡に近接し隣地を九州歴史資料館が調査している関係から、調査名を大宰府史跡第170次調査として実施することとなった。調査面積は2,430㎡で、現地での調査は1995年4月17日から10月19日まで実施し、その成果として掘立柱建物10棟、柵列12条、竪穴住居1棟、井戸4基のほか、土壌や溝、ピットなどが検出された。遺構の時期は7世紀後半から中世までの長期にわたるが、活動の中心は8世紀前半から9世紀初頭とみられる(図3)。調査の全般にわたる詳細は1996年度末に刊行した報告書を参照されたい。

調査の結果は、隣地と同様に金属生産に関わる遺物が多数出土したことから、そうしたものに関連する工房跡の可能性はさらに高まったが、方位に制約を受けた建物群の存在は官的な様相を色濃く漂わせるものである。なかでもSB4300とした3間×5間で東西棟の掘立柱建物は、床面積が約111.5㎡にも達する大きなもので、調査地の北辺で最も高所にあることからこの付近の中心的建物であった可能性が強い。また竪穴住居(SI4305)の存在は大宰府郭内ではきわめて珍しいもので、遺跡の性格を考える上で重要な示唆を与えるものと言える。

さて、木印が出土した遺構はSE4290とした井戸である(図2)。この井戸は南北2.21m、東西1.95mでややびつな円形の掘り方を有し、内部には0.9×0.8m(内法)、深さ約0.8mを測る方形の枠を据えている。井戸枠は断面形状が長方形ないしは略三角形を呈する割材を立て並べ、横木で押さえる程度の簡素なものであるが、割材が太めな点から頑丈な作りにみえる。遺構の埋土は枠検出面までの崩壊土が灰色土、枠内の大半が暗青灰色粘土、その直下に腐植土がわずかに堆積し、底部付近には青灰色砂が若干堆積していた。井戸の底には平瓦の破片を敷き並べていた。遺物は枠内の暗青灰色粘土層からまとまって出土したが、底部から腐植土層までが使用段階の堆積と考えられ、この層は廃棄に伴う埋没土と解釈している。裏込めは灰色粘質土であった。

この井戸から出土した遺物は土師器、須恵器、木器が中心である。木印の解説の前にこれらの遺物を紹介しておく。まず枠内の堆積土中から出土した土器(図4)は土師器が中心で、坏では体部の調整がヨコナデで終わるもの(1~7)と回転ヘラミガキを施すもの(8・9)がある。碗や皿では回転ヘラミガキを施すものが中心である。このことから井戸出土資料の年代は、8世紀後半の要素を中心としながらも9世紀前半段階の資料を含んでいるものと考えられ、9世紀初頭を前後する時期に考えておくのが妥当であろう。また裏込め土から出土したものは資料数こそ少ないが8世紀後半の要素が強く、この点を考慮するならば井戸は8世紀後半に構築され、9世紀初頭に埋没したものと推定できる。井戸の底に敷かれた瓦もすべて縄叩き目であり、この所見と矛盾しない。

木器は枠内から土器と一緒に出土した。木印もこれに混じって出土したが、木器の多くは齋串であり祭祀行為が行われたことを窺わせるものである。ただ土器との関連が明確ではなく、出土した

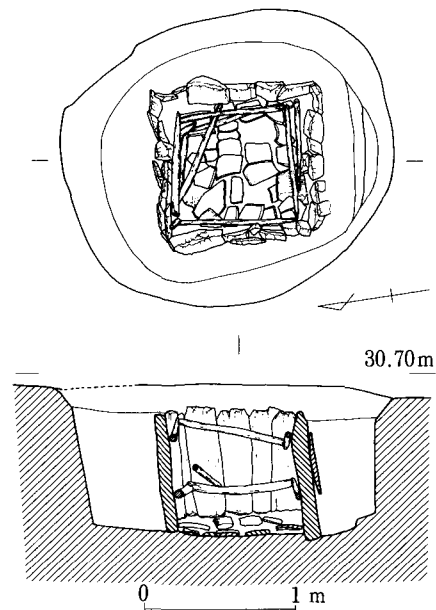


図2 木印が出土した井戸
SE4290実測図(1/50)

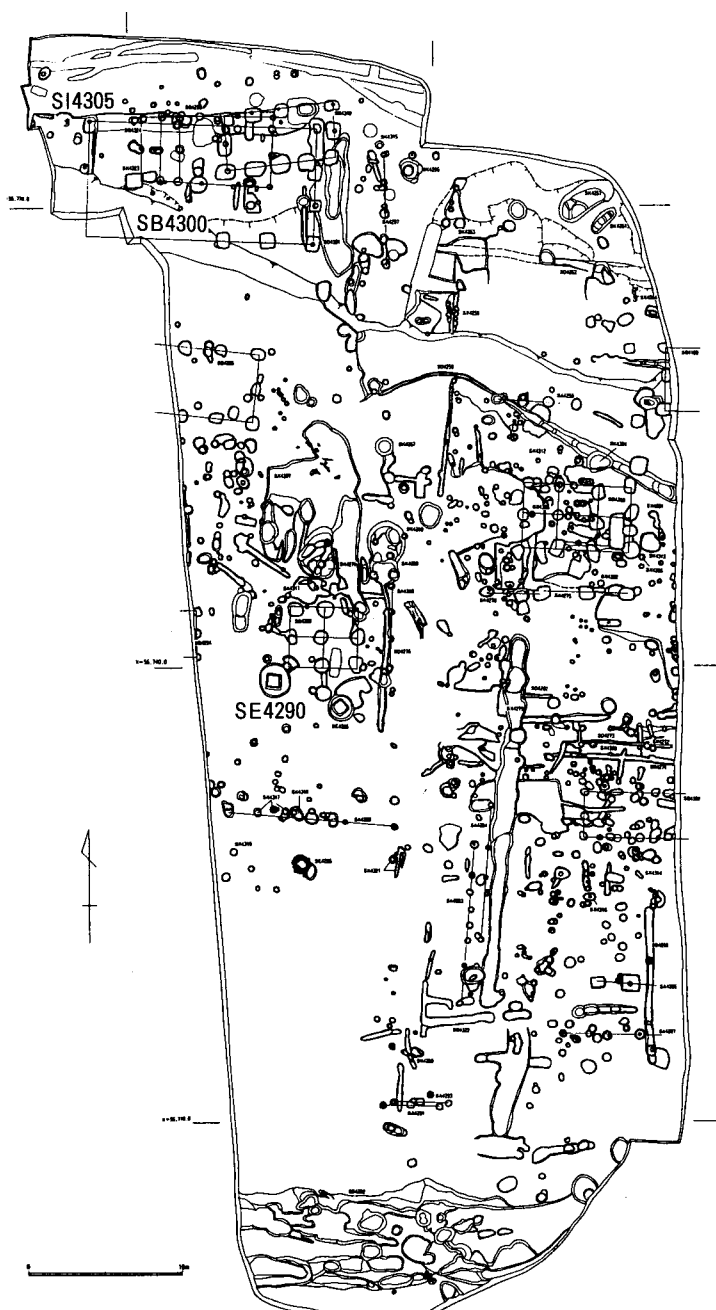


図3 大宰府史跡第170次調査全体図 (1/500)

すべての資料が斎串とともに祭祀に使用されたとは考えにくく、廃棄に伴うものとしておくのが妥当であろう。したがってこの斎串も井戸埋めに伴う祭祀行為によるものとは限定できないが、土器に灯明皿として利用されたものを含んでいることを考慮すると、祭祀に伴う資料も含まれていると考えて差し支えなからう。

3. 木印について

印面は3.1×3.4cmで、高さは現状で8.9cmを測り、印面の文字は捺印した状態で右から読むものとすれば「直嶋」と判読できるが「直」は異体字の「直」を用い、「嶋」は部分的に簡略化されている。字体は篆書体とはほど遠いもので、楷書体の類に含めるべきものである。

全体の形状を観察すると、頂部は3面から削り込んで切断した痕跡を残したままで、文字の記載される印面付近がほぼ完全に調整されるのに対して、鈕にあたる部分は荒削りのままでわずかに握ることができる程度の加工と言える。

印面には朱肉の残存は認められず、使用による磨耗は観察されない(図5)。

さて、この資料から得られるいくつかの問題点を抽出し各々検討を加えることとしたい。まずはじめに、鈕の形状をみる限りでは加工途中で廃棄されたとみることもできる。図6に示すものは蒼鈕有孔式の鈕を想定したときの図である。また現存する木印の鈕をみると円錐状のものや弧鈕のものがあり、いずれを想定しても現状から正式な鈕を削り出すことは可能である。使用による磨耗も観察できず少なくとも印としては未使用である可能性が強いことを合わせ考えると、未製品のまま

投棄された可能性は捨てきれない。

次に調査地が金属生産関係の遺跡であることから、鋳型の木型ではないかとの意見もあったので検証してみよう。印章の鋳型は、福島県番匠地遺跡や千葉県谷津遺跡で出土の報告があり参考となる。図7は両遺跡から出土した鋳型の組み方を模式的に示したものであるが、いずれも3個の型を合わせて鋳造することには変わらないが、鈕部分の鋳型の下端部が印面側面を含んでいるかどうかで異なっている点に注意したい。谷津遺跡の場合は印面側面が鈕の鋳型に含まれており、外枠のな

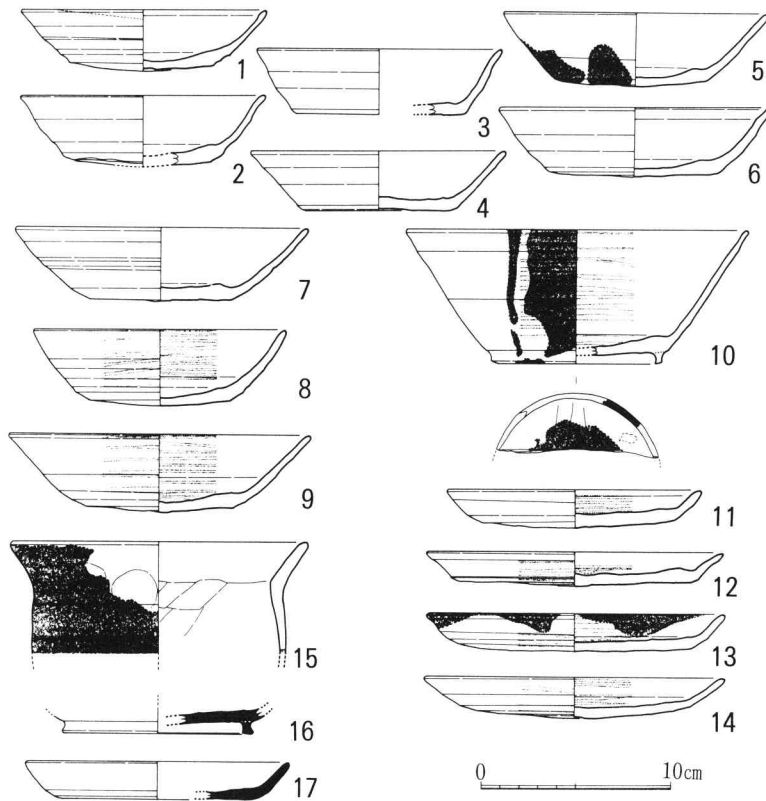


図4 木印と一緒に出土した土器 (1/4)

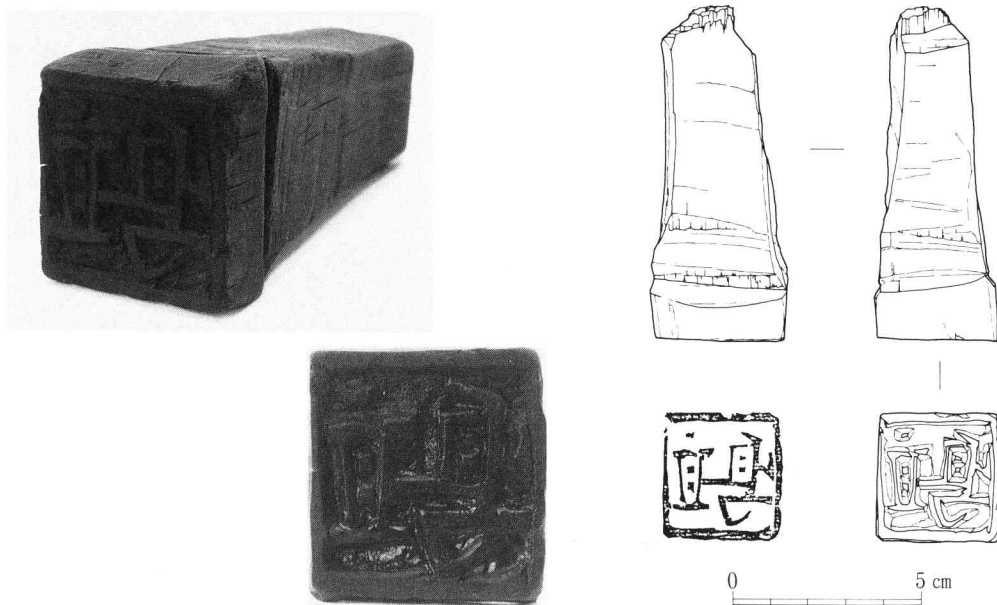


図5 木印写真・実測図及び拓影

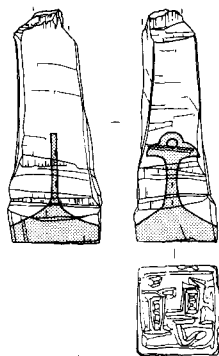
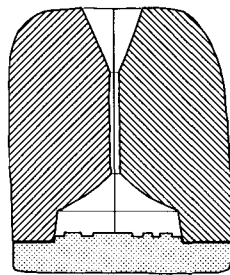
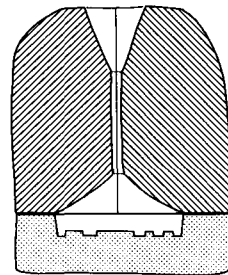


図6 木印の現状と完成予想図（網部分）



谷津遺跡



番匠地遺跡

図7 銅印鑄型の組み合わせ模式図

い形式か、印面の外枠を鈕鑄型と接合する際の隙間を利用して製作したものと思われる。この場合の木型を想定すると図8-1のように推定される。これに対して、番匠地遺跡では外枠が最初から印面鑄型に含まれることになり、図8-2・3のような木型が想定できる。鈕の木型は同一のものが複数回使用できるものとするならば、後者の場合、印面及び側面の形状以外の部分はどのような形状でも良く、今回の出土品のような形状でも十分機能することがわかる。ただ鑄型は組み合わせで使用するものであることを考えると、正確にすべての鑄型が接合されなければならず鈕と印面の木型を別にして鑄型を作ることが効率的かどうかは疑問であるが、現状では鑄型の木型とする案も否定できない。木型とすればこれで完成品とみなし得るものであり、同一の印章を大量に製造しない限り、木型は磨耗もほとんどないままに廃棄される運命になったであろう。

さらに祭祀関連の遺物として捉えられる可能性も指摘できる。木印が祭祀に関連することは松川博一氏の指摘で明らかであり、詳しくはそちらを参照されたいが、先述したように共伴する遺物に

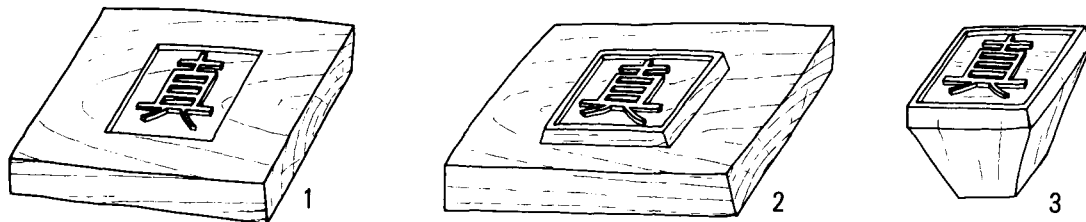


図8 印面木型想像図

祭祀関係の木製品が多数見られることに注目するならば、この木印が齋串などの祭祀遺物とセットになることも考えられ、印章の形代として製作され使用された可能性も残されていると言えよう。古代の祭祀において木印が祭祀用具としてどのように活用されていたかは明らかでないが、今後究明する必要性を感じる。明確に否定する材料が出るまでは、祭祀用具と考える案も残すこととしたい。

このように現状では未製品案、鑄型の木型案、祭祀用具案ともに可能性があるが、完成品で未使用という案も含めて検討して行く必要がある。

最後に印面の文字について記しておきたい。詳細な検討は松川論文で論じられているところであり、ここではその論に従いながら主要な部分を抽出して紹介するに留める。

印面に彫り込まれた文字は印影の状態ですら読むものと考えられ、「直嶋」とするのが妥当であろう。これは個人名を刻んだものと解釈され、私印と捉えるのが妥当である。この場合の解釈として名前のみを記載し、某直嶋を指すものと理解する案と、姓と名の第一字目が結びついて直〇嶋△を指す案の二つが考えられる。後者で捉えた場合、対馬嶋から大宰府に卜部として出仕していた直氏の個人印と考えるのが有力である。

ところで、私印が法的に認められるようになるのは、貞観10(868)年6月28日の太政官符とされる。遺物をもみても公然と私印の文字が銘記されるようになるのは9世紀後半以降のものに限られるようで、それ以前に考えられる本木印の位置づけは重要である。

これまで木印は特殊な用途に用いられるものと理解されており実際、文献史料では『日本書紀』持統6(692)年9月丙午条に見える「神祇官奏上神宝書四卷。鑰九箇。木印一箇」の記事から国家的な神祇祭祀に関わるものであることが分かる。そののちの史料でも木印は祭祀に用いられていることが判明している。また木印字体の出土例は宮都関係遺跡からの出土に限られ、いずれも一字のみの記載である。その遺物の年代をみるとほとんどが奈良時代の範囲内で考えられ、下っても平安時代前期(9世紀後半)に収まるものである。

このように木印は特殊印として考えられる場合の多いことが分かる。しかし今回の例は木印でありながら個人印と考えられるものであり、木印の用途を特殊印に限定する必然性は認めにくくなったと言える。このことを踏まえると、木印の資料が印章全体の中でも古い段階に限られていることや銅印が平安時代に入って急激に増加する傾向を考慮すると、個人印を含めた印章全体が木印から銅印へ移行する流れが窺えるようである。

今回出土した木印はその過渡期に位置づけられるだけでなく、地方官衙遺跡で出土した点も見逃せず、当時の私印の普及状況を知る上で貴重な資料を提示できたものと言える。

4. おわりに

報告の機会をいただいたことから、問題点は多々残されるものの本稿での結論を提示しておくこととする。

木印の内容を検討すると、私印で且つ銅製とするにはやや時期が古いようであり、先に検討した鋳型の木型とする案にはやや不安な点が追加されたといえよう。祭祀用具の一つとする案も未だ積極的に証明できないままであり、やはり私印として利用されようとした通常の木印と理解するのが妥当なようである。しかし、他の出土例をみると鈕部分は何らかの加工が加えられ、印としての体裁を保っていることからすると、今回の出土品は未完成で廃棄された木製の私印と位置づけるのが現状では最も妥当ではないかと考える。

今後に向けて先学諸兄よりご指導、ご教示がいただければ幸いである。

参考文献

- 大宰府市教育委員会『大宰府史跡』(大宰府市の文化財第36集)1997
松川博一「大宰府史跡第170次調査出土の木印をめぐって」(上記報告書に掲載)

(大宰府市教育委員会、国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)
